

定に違反して、加入者集会を招集したとき。

十 正当な理由がないのに加入者集会において加入者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十一 加入者集会に対し、虚偽の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十二 第三十九条において準用する商法第三百二十八条の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第三十九条において準用する商法第三百二十九条第二項の規定に違反して、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百一十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第一百四条第四項又は第一百八条第四項の規定に違反して、通知を

することを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 正当な理由がないのに第八十六条第五項（第百十五条、第百十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）又は第二百二十八条の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第一百四十五条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して他の振替機関に同意をしたとき。

二 第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十一
三条、第百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、
第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第
百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定

による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第六十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して届出を怠つたとき。

二 第五十八条（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第二条から附則第二十八条までを削り、附則第二十九条を附則第二条とし、附則第三十条を附則第

三一条とし、附則第三十一条を附則第四条とし、附則第三十二条から附則第四十三条までを削り、附則第十四条を附則第五条とし、附則第四十五条から附則第四十八条までを三十九条ずつ繰り上げ、附則に次の三十一条を加える。

(振替社債の特例)

第十条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第 号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決議がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条第一号及び第二号、第六十九条、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七条、第五章並びに第六章並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

		<p>第五十八条</p> <p>若しくは第七十九条第五項 (これらの規定を第一百十三 条、第一百十五条、第一百十七 条、第一百十八条、第一百二十 条、第一百二十一條、第一百二十一 三条、第一百二十五条及び第一百 二十七条</p>	<p>、第七十九条第五項若しくは附則第十四条 第五項（同条第六項</p>
第七十八条第一項	の発行総額（	<p>第七十条第三項第一号</p> <p>保有欄</p> <p>第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記 載し、若しくは記録する欄（以下この章に おいて「保有欄」という。）</p>	<p>第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記 載し、若しくは記録する欄（以下この章に おいて「保有欄」という。）</p>
	について振替受入簿に記載され、又は記録 された金額の合計額（当該記載又は記録の		

				効力が生じなかつた場合における当該記載 又は記録に係る金額及び
第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	より当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	
第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	
第八十二条第一項	振替社債			
第八十五条第一項	おいては、	附則第十条に規定する特例社債	おいては、附則第十条に規定する特例社債	及び附則第十六条第四項の規定により
第一百四十五条第二号	の規定により	の	の	

(振替受入簿の備付け)

第十一条 振替機関は、振替受入簿を備えなければならない。

(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録事項)

第十二条 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例社債の銘柄（第六十八条第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第十四条及び第十七条において同じ。）及び金額

- 二 特例社債の社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）の番号

- 三 その他主務省令で定める事項

2 第六十八条第六項の規定は、振替受入簿について準用する。

(特例社債に係る振替受入簿の閲覧等)

第十三条 特例社債の社債権者及び発行者は、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録手続)

第十四条 特例社債の社債権者は、その有する特例社債について、振替受入簿の記載又は記録を申請することができる。

2 前項の申請をする特例社債の社債権者（以下この条において「申請人」という。）は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人のために開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなければならぬ。ただし、当該特例社債が社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条第一項の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。）である場合には、当該特例社債に係る次項の証明をもつて、社債券の提出に代えることができる。

3 特例社債（登録債である場合に限る。）の社債権者は、当該特例社債について、登録機関（社債等登

録法第二条に規定する登録機関をいう。以下この条において同じ。)に対し、次に掲げる事項の証明を請求することができる。この場合においては、当該特例社債の登録の抹消の請求と同時にしなければならない。

一 特例社債の銘柄及び金額

二 特例社債の社債券の番号

三 証明の請求をした者が特例社債の登録名義人であること。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例社債について、振替受入簿に附則第十二条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該特例社債の発行者（登録債にあつては、発行者及び登録機関）に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知

二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第六

十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例社債の金額の増額の記載又は記録

三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例社債の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知

イ 当該特例社債の銘柄及び金額

ロ 申請人の氏名又は名称

ハ 第二項の規定により示された口座

6 前項（第一号を除く。）の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 登録機関は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する抹消の請求に係る登録を抹消しなければならない。

（社債券の無効）

第十五条 前条第二項本文の規定により振替機関に提出された社債券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(社債券の発行の特例)

第十六条 特例社債について、附則第十四条第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合であつて、当該特例社債について第七十一条第一項の抹消の申請が行われているときには、当該特例社債の社債権者は、振替機関に対し、当該特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることができる。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例社債について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例社債の発行者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例社債の社債権者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、当該特例社債の発行者に対し、社債券の発行

を請求することができる。

(特例社債の内容の公示)

第十七条 発行者は、特例社債について第十三条第一項の同意を振替機関に対し与えた場合には、直ちに、当該振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該同意に係る特例社債の銘柄
 - 二 当該特例社債の総額その他の主務省令で定める事項
- 2 第八十七条の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「同項第五号」とあるのは、「附則第十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

(特例社債に係る発行者の同意に関する公告)

第十八条 振替機関は、特例社債について第十三条第一項の発行者の同意を得た場合には、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(振替国債の特例)

第十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一

条に規定する施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までに起債がされた国債であつて、その起債後に財務大臣がこの法律の規定の適用を受けるものとして指定したもの（以下附則第二十六条までにおいて「特例国債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替国債とみなして、この法律の規定（第四章、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第一百七条から第一百十条まで、第一百十二条及び第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から前条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しく
	第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百三条第五項、第一百四条第五項若しくは附則第二十二条第五項（同条第七一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項において準用する場合を含む。）

は第七十九条第五項（これら
の規定を第一百十三条、第一百十
五条、第一百十七条、第一百十八
条、第一百二十条、第一百二十一
条、第一百二十三条、第一百二十一
五条及び第一百二十七条におい
て準用する場合を含む。）、

第九十二条第二項（同条第三
項において準用する場合を含
む。）、第九十三条第一項、
第九十四条第一項、第九十五
条第一項、第九十六条第一
項、第九十七条、第一百三条第

五項、第一百四条第五項、第一百

七条第六項若しくは第一百八条

第五項

第九十五条第三項第二

号

保有欄

第一百二条第一項

の発行総額（

において「保有欄」という。）

第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章に

第一百三条第二項

の発行総額（

について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び

第一百二条第一項

の発行総額（

発生、移転又は消滅
発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

より当該 第一百四条第二項第二号	より当該口座における当該 発生、移転又は消滅
第一百十一条第一項 振替国債	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

（特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録事項）

第二十条 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例国債の銘柄（第九十一条第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第二十二条及び第二十五条
において同じ。）及び金額
- 二 特例国債の国債証券の番号（附則第二十二条第二項に規定する登録国債にあつては、登録の番号）
- 三 その他主務省令で定める事項

- 2 第九十一条第六項の規定は、振替受入簿について準用する。

（特例国債に係る振替受入簿の閲覧等）

第二十一条 特例国債の債権者及び国は、次に掲げる請求をすることができる。

一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録手続)

第二十二条 特例国債の債権者は、その有する特例国債について、振替受入簿の記載又は記録を申請することができる。

2 前項の申請をする特例国債の債権者（以下この条において「申請人」という。）は、国が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例国債の国債証券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人のために開設された当該特例国債の振替を行うための口座を示さなければならぬ。ただし、当該特例国債が国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録国債」という。）である場合には、当該特例国債に

係る次項の証明をもつて、国債証券の提出に代えることができる。

3 特例国債（登録国債である場合に限る。）の債権者は、当該特例国債について、国に対し、次に掲げる事項の証明を請求することができる。この場合においては、当該特例国債の登録の除却の請求と同時にしなければならない。

一 特例国債の銘柄及び金額

二 特例国債の登録の番号

三 証明の請求をした者が特例国債の登録名義人であること。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿に附則第二十条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 国に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知

二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第九

十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録

三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知

イ 当該特例国債の銘柄及び金額

ロ 申請人の氏名又は名称

ハ 第二項の規定により示された口座

6 前項（第一号を除く。）の規定は、同項第三号（二）の項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に係る登録を除却しなければならない。

（国債証券の無効）

第二十三条 前条第一項本文の規定により振替機関に提出された国債証券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(国債証券の発行の特例)

第二十四条 特例国債について、附則第二十二条第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合であつて、当該特例国債について第九十六条第一項の抹消の申請が行われているときには、当該特例国債の債権者は、振替機関に対し、当該特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることができる。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、国に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例国債の債権者は、第八十九条第一項の規定にかかわらず、国に対し、国債証券の発行を請求することができ

ある。

(特例国債の内容の通知)

第二十五条 国は、特例国債について第十三条第一項の同意を振替機関に対し与えた場合には、直ちに、当該振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該同意に係る特例国債の銘柄
- 二 当該特例国債の総額その他の主務省令で定める事項

(特例国債に係る発行者の同意に関する公告)

第二十六条 振替機関は、特例国債について第十三条第一項の国の同意を得た場合には、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例地方債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債（第百十三条において準用する第六十

六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条规定において準用する第六十六条第二号、第六十九条及び第八十七条並びに第一百四条から第一百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十一条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第一百十三 条、第一百十五条、第一百十七 条、第一百十八条、第一百二十 条、第一百二十二条、第一百二十一 条、第一百二十五条及び第一百 二十七条	
保有欄	若しくは附則第二十七条第二項において準 用する附則第十四条第五項（同条第六項	
第一百十三条において準 用する第六十八条第		

用する第七十条第三項

第二号

三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

第一百二十二条において準用する第七十八条第一項	第一百二十三条において準用する第七十八条第二項	の発行総額（について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び	は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第一百二十三条において準用する第七十九条第一項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第一百二十三条において準用する第七十九条第一項	より当該	より当該口座における当該	三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

項第二号

簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)

第百十三条において準用する第八十二条第一項	振替社債
	債

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券」とあるのは「証券（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の五第一項に規定する証券」と、附則第十四条第二項及び第三项第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例投資法人債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについ

ては、振替投資法人債（第百十五条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条、第百十四条、第一百五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十四条第一項本文及び第三項並びに第八十七条並びに第百十七条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十 条、第百二十二条、第百二十一 三条、第百二十五条及び第百 二十七条
	若しくは附則第二十八条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項

			第一百十五条において準用する第七十条第三項 第二号
第一百十五条において準用する第七十八条第一項	第一百十五条において準用する第七十八条第二項	の発行総額（ について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び	保有欄」という。）
第一百十五条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	欄」という。）
第一百十五条において準用する第七十八条第二項	より当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の	

用する第七十九条第一項第二号	発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百十五条において準用する第八十二条第一項	附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債
第百十五条において準用する第八十五条第一項	おいては、附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債の
第一百四十五条第二号	及び附則第二十八条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2

附則第十二条から第十八条までの規定は、特例投資法人債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券」とあるのは「投資法人債

券（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する投資法人債券」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（相互会社の振替社債の特例）

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた保険業法に規定する相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債（第一百十七条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百六条まで、第一百十七条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第一百十八条から第一百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除

く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

			第五十八条	(これらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十 条、第百二十二条、第百二十一 条、第百二十五条及び第百 二十七条	若しくは附則第二十九条第二項において準 用する附則第十四条第五項（同条第六項
第一百七条において準 用する第七十条第三項 第一号	保有欄	第一百七条において準用する第六十八条第 三項第三号に掲げる事項を記載し、若しく は記録する欄（以下この章において「保有 欄」という。）			
の発行総額（ 第一百七条において準 用する第七十条第三項 第一号）		について振替受入簿に記載され、又は記録			

用する第七十八条第一項	用する第七十八条第一項	用する第七十八条第一項	用する第七十八条第一項
第百十七条において準用する第七十八条第一項	第百十七条において準用する第七十九条第二項第二号	第百十七条において準用する第七十九条第二項第二号	第百十七条において準用する第八十二条第一項
振替社債	発生、移転又は消滅	より当該	発生、移転又は消滅
附則第二十九条第一項に規定する特例社債	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）